

参 考 資 料

資料 1 . 大山崎町バリアフリー協議会設置要綱 -----	参 - 1
資料 2 . 大山崎町バリアフリー協議会委員名簿 -----	参 - 2
資料 3 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要項 ---	参 - 3
資料 4 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員名簿 -----	参 - 4
資料 5 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定の体制 -----	参 - 5
資料 6 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定の経緯 -----	参 - 6
資料 7 . パブリックコメント（意見募集）の結果 -----	参 - 7
資料 8 . 用語の説明-----	参 - 15

資料 1 . 大山崎町バリアフリー協議会設置要綱

大山崎町告示第 34 号

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱を次のように定める。

平成 19 年 8 月 1 日

大山崎町長 真鍋 宗平

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項の規定に基づき、同法第 25 条第 1 項に規定する基本構想として、大山崎町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、大山崎町バリアフリー協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、法第 26 条第 2 項各号に掲げる者について、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、政策推進室において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

資料2.大山崎町バリアフリー協議会委員名簿（平成20年3月現在）

区分	種別	氏名	所属団体・役職等	備考
委員	学識経験者	飯田 克弘	大阪大学大学院准教授	会長
	町民委員	阪本 広	公募町民	副会長
		森田 肇	大山崎区長	
		小泉 興洋	円明寺区長	
		並川 正和	下植野区長	
		蔦谷 重直	商工会代表	
		尾崎 光年	社会福祉協議会代表	
		北村 元一	長寿会連合会代表	
		小西 和子	身体障害者協会代表	
		中野 史子	知的障害者育成会代表	
		長谷川里美	P T A連絡協議会代表	
		杉本 明子	公募町民	
		学識経験者	石田 易司	桃山学院大学教授
	公共交通 事業者	春名 幸一	西日本旅客鉄道株式会社京都支社総務企画課長	
		中川 元宏	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部鉄道技術部調査役	
		上床 隆司	阪急バス株式会社自動車事業部業務課長	
		笠松 俊夫	京阪シティバス株式会社取締役支配人	
	公安委員会	吉川 孝司	京都府向日町警察署交通課長（19年10月12日から）	
		羽田 哲也	同上（19年10月11日まで）	
	道路管理者	中野 隆文	京都府乙訓土木事務所長	
		岡本 良行	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長	
	大山崎町	勝瀬 光裕	理事（総務担当）	
		長谷川彰男	理事（建設水道担当）	
山田 繁雄		まちづくり推進室長		
塚本 浩司		福祉推進室長		
高田 正治		経済環境室長		
オブザーバー	下畑 賢治	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局主席運輸企画専門官		
	平山 哲男	京都府山城広域振興局副局長		
事務局	大山崎町 政策推進室	矢野 雅之	室長	
		蛸原 淳	政策企画グループリーダー	
		中村 茂樹	政策企画グループ	

資料3. 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱

大山崎町告示第35号

大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年8月1日

大山崎町長 真鍋 宗平

大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大山崎町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町長
- (2) 理事
- (3) 教育次長
- (4) 総務室長
- (5) 福祉推進室長
- (6) 健康・児童推進室長
- (7) 経済環境室長
- (8) まちづくり推進室長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、理事(総務担当)をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策推進室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

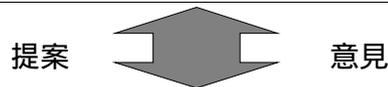
この要綱は、告示の日から施行する。

資料4. 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員名簿

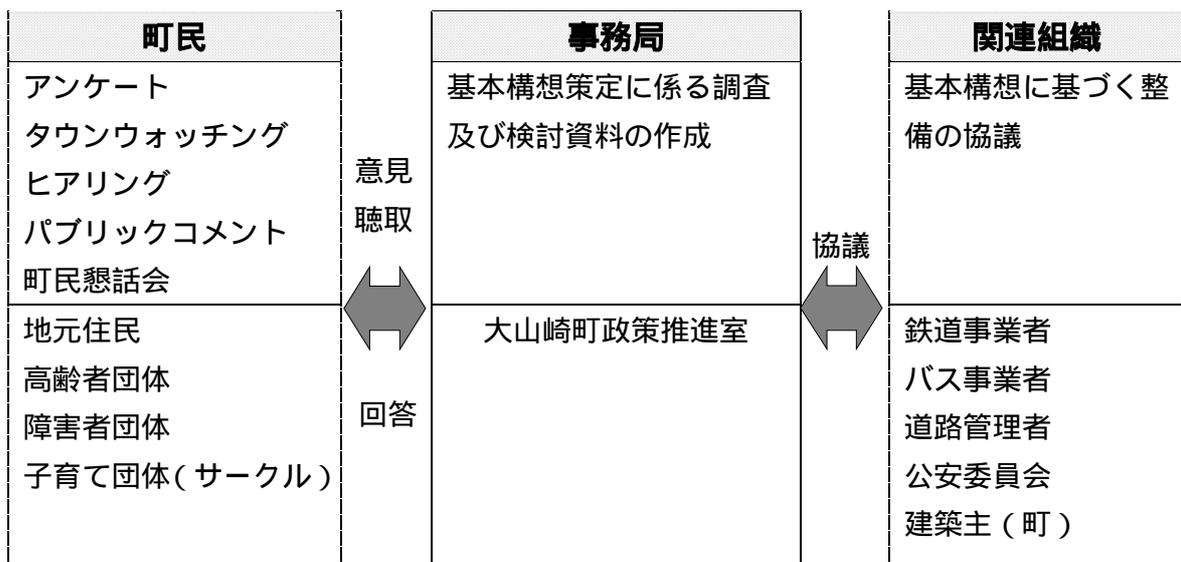
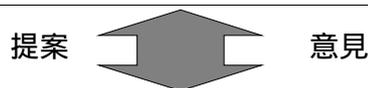
職名等	氏名	備考
町長	真鍋 宗平	委員長
理事（総務担当）	勝瀬 光裕	副委員長
理事（建設水道担当）	長谷川彰男	委員
教育次長	大河内勝己	〃
総務室長	上野 隆	〃
福祉推進室長	塚本 浩司	〃
健康・児童推進室長	小国 俊之	〃
経済環境室長	高田 正治	〃
まちづくり推進室長	山田 繁雄	〃
政策推進室長	矢野 雅之	事務局
同政策企画グループリーダー	蛭原 淳	〃
同政策企画グループ	中村 茂樹	〃

資料5. 大山崎町バリアフリー基本構想策定の体制

大山崎町バリアフリー協議会	
基本構想策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整	
構成員：学識経験者	
町民	(地元住民代表、高齢者団体代表、障害者団体代表、商工会代表、社会福祉協議会代表、PTA連絡協議会代表、公募町民)
公共交通事業者	(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪急バス株式会社、京阪シティバス株式会社)
道路管理者	(国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、京都府乙訓土木事務所、大山崎町)
公安委員会	(京都府向日町警察署)



大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会	
基本構想案の作成及び関連する事項	
構成員：町長、理事、教育次長、総務室長、福祉推進室長、健康・児童推進室長、経済環境室長、まちづくり推進室長	



資料6. 大山崎町バリアフリー基本構想策定の経緯

<p>第1回庁内検討委員会 開催日：平成19年9月25日(火) 場 所：大山崎町役場</p> <p>第1回大山崎町バリアフリー協議会 開催日：平成19年9月27日(木) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 議 題 > バリアフリー新法及び基本構想 バリアフリーに関する統計データ及び上位 関連計画の整理 アンケート案 基本構想策定のスケジュール</p>
<p>アンケート調査 実施日：平成19年10月15日(月)～23日(火) 対 象：町内の高齢者、障害者及び妊産婦等</p> <p>ヒアリング調査 実施日：平成19年11月14日(水)、15日(木) 対 象：高齢者、障害者団体及び子育て親</p>	<p>< 概 要 > アンケートでは、よく利用する施設や道路、 鉄道駅等のほか、それぞれにおける問題点 などについて質問 ヒアリングでは、アンケートで聴取できな いより詳細な内容について質問</p>
<p>第2回庁内検討委員会 開催日：平成19年11月22日(木) 場 所：大山崎町役場</p> <p>第2回大山崎町バリアフリー協議会 開催日：平成19年11月29日(木) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 議 題 > アンケート結果の報告 ヒアリング結果の報告 重点整備地区案について タウンウォッチングの実施について</p>
<p>第1回町民懇話会(現地点検調査) 開催日：平成19年12月20日(木) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 概 要 > 重点整備地区案において、駅舎、建築物、 道路のバリアフリー上の問題点のチェック ワークショップ形式による問題点の確認や 改善要望などの聴取</p>
<p>第3回庁内検討委員会 開催日：平成20年1月30日(水) 場 所：大山崎町役場</p> <p>第3回大山崎町バリアフリー協議会 開催日：平成20年1月31日(木) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 議 題 > タウンウォッチング結果の報告 大山崎町バリアフリー基本構想(素案)に ついて</p>
<p>パブリックコメント 実施日：平成20年2月15日～3月14日(金) 公開方法：町のホームページ及び町の各施設へ の配置</p>	<p>< 概 要 > 大山崎町バリアフリー基本構想(素案)に 対する意見聴取</p>
<p>第2回町民懇話会 開催日：平成20年3月4日(火) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 概 要 > 大山崎町バリアフリー基本構想(素案)の 説明と意見交換(意見はパブリックコメン トと同等の扱い)</p>
<p>第4回庁内検討委員会 開催日：平成20年3月21日(金) 場 所：大山崎町役場</p> <p>第4回大山崎町バリアフリー協議会 開催日：平成20年3月26日(水) 場 所：大山崎ふるさとセンター</p>	<p>< 議 題 > パブリックコメント及び町民懇話会の結果 について 大山崎町バリアフリー基本構想(案)につ いて</p>

資料7. パブリックコメント（意見募集）の結果

1. パブリックコメントの募集方法

大山崎町バリアフリー基本構想策定に係るパブリックコメントは、次の方法により実施し、意見募集を行いました。

（1）大山崎町バリアフリー基本構想（素案）の公開方法

町のホームページでの公開及び町の各施設への配置による閲覧

第2回町民懇話会（平成20年3月4日実施）参加者への素案の配布及び町からの資料説明

（2）意見の提出方法

提出者の住所、氏名、電話番号を明記した意見書を、役場3階政策推進室政策企画グループに持参、郵送、ファクシミリ（FAX）又は電子メール（Eメール）で提出
第二回町民懇話会における意見交換中の発言

2. 意見募集期間

平成20年2月15日（金）～3月14日（金）

3. 提出された意見の概要と意見への考え方

（1）公開方法 による意見提出

意見の概要	町の考え方
1	
阪急大山崎駅とJR山崎駅に20人乗り通り抜けエレベーターを設置してほしい。	阪急大山崎駅に設置するエレベーターの仕様につきましては、設置場所・スペースによる制約上、20人乗りの大型エレベーターを設置することは困難であると認識しております。通り抜け型のエレベーターについては、他駅でも導入がなされていることから、今後の計画の具体化の際に事業者を確認する等、協議を行って参ります。なお、JR山崎駅におきましては、町として橋上化を含めた整備案を検討中です。
JR山崎駅はホームの上に改札口を移動せずに現行の改札横に新たに南北自由トンネルを設置してほしい。	JR山崎駅は、町として橋上化を含めた整備案を検討中です。
阪急バスと京阪シティバスは一年以内にノンステップバスを一台ずつ導入してほしい。	町内におけるバス利用者数は近年、減少傾向にあります。そうした中で「一年以内」というのは現状では困難であると認識しており、本基本構想素案においても「低床バス」の導入について、各社のバス車両更新

	<p>に合わせた中で「中長期」的に対応することとしております。そのうえで、ご要望も踏まえ、できる限り早期に導入が図られるよう事業者と協議して参りたいと思います。</p>
<p>基本構想作成後も協議会を続けていき、まちづくりの相談受付機能を担ってほしい。</p>	<p>「大山崎町バリアフリー協議会」につきましては、今後も恒常的に設置することとしております。なお、まちづくりの相談受付機能につきましては、窓口を町役場内に設けたうえ、適宜協議会と連携し、大山崎町におけるバリアフリーの取り組みを進めて参りたいと考えております。</p>
<p>2</p>	
<p>56ページの、「橋上化を含め、駅舎の整備手法について大山崎町としての案を策定中であり、案がまとまり次第事業者と協議を開始するものとします」との2行は、このままでは、大きな禍を町にもたらす事になるので、削除すべきです。代わりに、「事業者（JR西日本）は、改札から地下道に入り、左にホームに上がる階段の在る、その右側に、斜路を設置して、ホームへ車いすで上げられる様にする案、もしくは同じ位置でエレベーターを設置する案のいずれが、安い工事費で出来るかを検討し、大山崎町と協議を開始するものとする。」との文言を入れていただきたい。JRが同意されなければ、整備方針が空白になることもやむを得ない。いまの2行がそのまま入るよりは、町にとって、まだましである。</p>	<p>JR山崎駅の整備につきましては、大山崎町として過去より駅舎の橋上化を西日本旅客鉄道(株)に要望してきたところです。これは、橋上化により駅舎南北を歩行者が自由に行き来できる自由通路を設置することで、駅舎北東部に位置する宝寺踏切における歩行者と車両との分離を図り、住民の皆様の利便性の向上と宝寺踏切の安全性を確保するための対策として非常に重要なものであると考えております。</p> <p>このJR山崎駅の整備につきましては、まず、町が主体的にどのような方針を持って当たるのか、を明確にしたうえで、費用負担の問題も含めて、西日本旅客鉄道(株)と協議するものであります。</p>

(2) 公開方法 (町民懇話会における意見交換) で出された意見

意見の概要	町の考え方
<p>3</p> <p>本日この会議に参加するにあたって、5日前に阪急高槻市駅に阪急大山崎駅で降車するため、階段での介助(車いすの移動)をお願いしたいと連絡した。その際、高槻市駅からは、駅員が少ないため、介助者2名を自分で用意して欲しいとの返事であった。しかし、介助費用のことなどを考えると現実的に2名をお願いすることは困難である。</p> <p>この件については、後日、高槻市駅から電話があり、謝っていただいたうえ、今後は気軽にお声かけくださいとお返事いただき、大変嬉しく思っている。一方、JRの場合は、駅構内に、車いすの介助が必要な場合には、2日前までにご連絡くださいとの旨が示されているが、以前、2日前以上前から階段介助をお願いした場合でも、2人の介助者を利用者が準備する必要があった。今後は、このようなことがないように、役場からもお願いしていただきたい。</p>	<p>ご意見として各事業者にお伝えさせていただきます。</p>
<p>4</p> <p>心のバリアフリーの実践について、大変よい取り組みだとは思っているのだが、今までのように単なるPRや啓発活動だけではすまない問題ではないかと思う。町民ひとりひとりの心のあり方の問題が重要で、町としてそういう観点で一步踏み込んだ取り組みについて、何か考えがあるのか</p>	<p>心のバリアフリー化における町としての取組みは、基本構想素案 68 ページでお示ししているように心のバリアフリー推進に向けた具体的な取組み方針として3つの施策を記載しています。その中でもやはり重要になるのは町民意識の高揚を図るための啓発活動であると考えておりますので、バリアフリー基本構想が策定された際には、広報誌等により、重点的に町民の皆さまにバリアの実態等を周知していきたいと考えております。</p>

<p>5</p> <p>民間建築物の件で、歯科や診療所などでもバリアフリー化していただきたいところもあり、例えば、この階段は嫌だなといったことがある。民間の建築物で積極的にバリアフリー化をしていくというのは難しいとは察するのだが、ご指導いただければありがたい。</p>	<p>民間建築物においても、建物の用途により異なりますが、法令により一定規模以上の新築又は改築にあたっては、バリアフリー化の義務付けがなされています。なお、面積要件に満たない建築物においては、努力義務とされており、また、既に建築されている建築物についても同様に努力義務とされていることから、町として強制的にバリアフリー化義務付けることはできませんが、本基本構想の進捗などに合わせて、特に不特定多数の人や高齢者、障害者等の皆さんが頻繁に利用される施設については、バリアフリー化が図られるように働きかけて参ります。</p>
<p>6</p> <p>大阪府の条例では、コンビニもバリアフリー化の対象としている。京都府でも対象となっていなければ、対象とするよう検討していただけるとありがたい。</p>	<p>京都府福祉のまちづくり条例においても、バリアフリー化の義務対象となる「特定まちづくり施設」としてコンビニエンスストアが対象とされております。</p>
<p>7</p> <p>自転車の扱いについて、自転車が歩道を走ると、歩行者から見れば迷惑な存在であるが、自動車から見れば弱者でもあり、怖い思いをしながら乗っている人もいます。道路の側溝部の凸凹などで自転車がまっすぐ走れない場所では、歩道を走らざるを得ない場合が多いのが現実である。歩行者に対する自転車というのは、加害者的な側面がある一方で、車に対しての自転車は被害者的な面もあり、そういう人たちも安心して暮らせる、「ユニバーサルデザイン」の視点が重要であると思う。</p>	<p>近年、自転車事故が増加するなど、その通行マナーが叫ばれ、一方では、そもそも自転車が通行すべき場所が不明確との世論があることから、本町においても、ご指摘のとおり自転車通行の安全確保について、対策が必要であると認識しております。ただし、バリアフリー新法に基づき策定する本基本構想で、道路に関するバリアフリー化は徒歩移動を対象としておりますので、自転車に対して特別な整備を図るものではありません。しかし、本町における歩行者及び自転車等の通行の実状を鑑みれば、自転車が歩行者に配慮した通行を行うことや、自動車の運転手が自転車と歩行者に配慮した運転を行うことについては、基本構想の心のバリアフリーに関することと考えられるため、9章において追記して参ります。</p> <p>なお、今後の具体の整備に当たっては、ご指摘の「ユニバーサルデザイン」の視点にも十分配慮のうえ事業が実施されるよう道路管理者と協議して参ります。また、それと合わせて、自転車の通行マナーについて、町民への啓発に努めて参ります。</p>

<p>トイレに関する表現が、「多機能トイレ」、「オストメイトに対応した多機能トイレ」といったように、多数あるため混乱を招く可能性がある。表現等の整理を行っていただきたい。</p>	<p>表現を整理したうえ、用語集においてどのようなトイレを指すのか説明を付加いたします。</p>
<p>8</p>	
<p>駅舎等の特定事業計画が作成される際にも、意見交換会等の機会を設けてほしい。</p>	<p>本基本構想の策定後、各施設設置管理者が基本構想に沿って特定事業計画を作成するものであることから、基本構想の終了後も継続した取り組みを行っていくなかで、各施設設置管理者等と意見交換会等の場を設けるよう努めて参ります。</p>
<p>9</p>	
<p>基本構想素案P 1において、「2015年には国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています」と記載されているのだが、私は3人に1人となるのではないかと考えている。この予測は正しいのかどうか確認したい。</p>	<p>国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に行った推計で、2015年時点における将来人口の高齢化率は26.9%となっており、概ね4人に1人との見解になっております。一方、同じく同研究所が平成15年に推計した市町村別の推計によると、本町における2015年の高齢化率は、28.4%となっています。</p>
<p>公衆電話の問題について言及したい。携帯電話はまだ高齢者には多く普及していないと考えているが、近年、公衆電話が減っており、高齢者は非常に不便な思いをしている。この問題はNTTも含めて検討していただき、廃止が進まないよう維持していただきたい。</p>	<p>公衆電話については、今回の基本構想におけるバリアフリーの対象とはなっておりませんので、別途対応について検討して参ります。</p>

10	
<p>タウンウォッチングや懇話会での意見を聴いていると、我々のような移動に支障のない高齢者よりも、障害のある方々の大変さを実感した。</p>	<p>今回の基本構想策定に当たりましては、高齢者や障害者の方をはじめ、学識経験者や関係各事業者なども参画した「大山崎町バリアフリー協議会」を設置し、検討を行っています。また、協議会関係者のみならず広く町民の皆さんにもご参加をいただき、実際に現場でバリア（障壁）の有無やその程度などを確認し、その改善策を検討するためのタウンウォッチング（まち歩き）も実施いたしました。こうした取り組みは、現在、町が進めております、「住民参画・協働のまちづくり」を具体化するものであると考えております。</p> <p>今回の基本構想素案では、本町のバリアフリー化の理念を「みんながいきいきと暮らし続けることができる やさしいまち おおやまざき」としています。すなわち、高齢者や障害者の方々だけでなく、あらゆる人にとってバリア（障壁）のない快適な地域社会づくりを目指すものです。ご指摘のとおり、今回の一連の取り組みを通じて、改めて日常生活においてさまざまなバリア（障壁）を感じておられる方々のご意見を多数拝聴して参りましたが、基本構想策定後は、そこに掲げた内容を着実に実施することにより、理念の実現を図って参りたいと考えております。</p>
11	
<p>中央公民館、保健センターでは小さい子供さんが利用することも多いため、女子トイレに男児用の小便器を設置してほしいという意見を出させていただいたが、今回の構想では設置されないのか。</p>	<p>既設のトイレに新たに便器等を設置するには、空間上の制約があり、トイレの構造を見直す必要なども生じます。そのため、男女共同で利用できる障害者用トイレをどなたでも使える多機能トイレと明示し、お子様の付き添いをご利用いただけるようして参ります。</p>
12	
<p>大山崎町のハード面とソフト面のバリアの多さに、どういうところから取り組んでいかれ、いつまでにバリアフリー化が実現されるのかと疑問に思いました。</p>	<p>今回の基本構想策定に当たりましては、アンケートやタウンウォッチング（まち歩き）を実施し、非常に多数の意見を頂きました。そこで、構想素案第8章では、タウンウォッチング等のご意見を踏まえて、整備目標を定め「短期」、「中期」、「長期」の区分で取り組み時期をある程度明確に示しております。また、ソフト面についての取り組みでは、第9章において、「(3)心のバリアフリー推進に向けた具体的な取り</p>

	<p>組み方針」をまとめています。さらに、取り組み時期に関して、平成 22 年までを重点推進期間としており、町民意識の高揚等について積極的に取り組むこととしております。</p> <p>なお、第 9 章においては、「町全域におけるバリアフリー化への取り組み」として、重点整備地区だけでなく町全域のバリアフリー化の必要性を明確にしたうえで、生活関連経路以外の道路や生活関連施設以外の町建築物などについてもバリアフリー化に努めることとしております。</p>
<p>今回のバリアフリーの基本構想では、役場から南の地区を考えられているようですが、その地区だけでなく、役場から北の円明寺地区も改修・改善がすぐできるところ（溝蓋の格子が広いものの改善など）はしていただき、町民の安全・安心を実現して下さるよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>円明寺地区の西国街道については、本基本構想策定に係るアンケート調査等でも多数の意見をいただいた道路であり、その課題性は十分認識しております。</p> <p>しかし、同地区周辺の長岡京市域において、阪急新駅設置に向けた検討が進められており、また、京都第二外環状道路及び側道についても平成 24 年度の完成を目指し事業が進められています。これらの事業の実現は本町周辺の交通形態が大きく変化する可能性があることから、それらを見極めながら整備の方向性について検討することとし、今回の素案においては役場北側の円明寺地区については、重点整備地区に含めないこととしております。</p> <p>そのうえで、構想素案第 9 章においては、「町全域におけるバリアフリー化への取り組み」として、重点整備地区外の道路についても維持修繕時や改築時にバリアフリー化に努めることとしており、また、「社会情勢変化への柔軟な対応」としては、将来的な構想の見直しも視野に入れた取り組みを進めることとしております。なお、ご指摘いただきました溝蓋の格子の改善などの措置については、道路管理者と協議して参ります。</p>
<p>1 3</p>	
<p>府道西京高槻線においては、歩道の傾斜や車道との高低差が大きくなっているため、改修をする場合は、阪急大山崎駅付近の新幹線ガード下のような歩道(ブロックで仕切るだけ)にして欲しい。</p>	<p>基本構想素案 P 62 において、生活関連経路のバリアフリー化に係る「基本的な考え方」と「整備方針」を示しています。この整備方針の「歩道等の高さ」の項目においては、『車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入部を考慮して定める』としています。そのため、歩道のバリアフリー化を図る際には、周辺の宅地と歩道との高低差の状況に応じて整備が図られるものでありますが、</p>

	<p>車道と歩道の高低差が小さく、傾斜も緩和された歩道整備が実現されるよう、道路管理者と協議して参ります。</p>
<p>阪急大山崎駅の周辺の駐車違反をなくして歩きやすくして欲しい。</p>	<p>生活関連経路の整備方針において、向日町署による違法駐車取締り等に関する記述を公安委員会の整備方針として追記して参ります。</p>
<p>中央公民館のエレベーターの設置など、長期計画となっているところであっても、利用者の多い施設はできるだけ早く実現できるようにしていただきたい。</p>	<p>利用者の多い施設は、できる限りのバリアフリー化に取り組んで行くよう整備方針を作成しております。しかし、既存の建築物におけるエレベーターの設置には、大規模な構造の変更などを伴う可能性が高く、耐震化の面等を含めた慎重な検討が必要となることから、長期的な取り組みとしております。</p>
<p>無灯火自転車がスピードを出して歩道を走行しないようにして欲しい。</p>	<p>基本構想素案P69の「心のバリアフリーが実践されるよう、協力を呼びかけます」の項においても、通行マナーの意識啓発を強化する等の追記をして参ります。</p>

あ	
移動等円滑化基準	<p>バリアフリー新法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」(各項目参照)などがあります。</p>
インターロッキング	<p>インターロッキングとは、かみ合うという意味があり、コンクリート等により製造されたレンガ大のブロックを、組み合わせて施工する舗装方法です。</p>
横断こう配	<p>排水などのために道路面に付けられている勾配で、進行方向に向かって右から左へ、または左から右へつけられているこう配です。</p>
オストメイト	<p>直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄するためのストーマと呼ばれる排泄口を持っている人のことです。</p>
音響式信号機	<p>音響により、横断可能な信号表示(青、赤)となっていることを視覚に障害のある人に知らせるための装置です。現在、擬音式(ピヨピヨ、カッコー)とメロディー式の2種類が採用されており、擬音式のうち、対面するスピーカーから時間差で擬音を発することによって、視覚に障害のある人が横断方向を把握しやすくなる「異種鳴き交わし方式」(ピヨ ピヨピヨ、カッコー カカッコー)の装置の設置が進んでいます。</p>
か	
グレーチング	<p>鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。</p>
建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準	<p>建築物移動等円滑化基準は正式名称を「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準」といい、廊下、便所などの建築物内やその敷地内についてバリアフリー化を図るうえで守るべき基準が示されています。</p> <p>一方、建築物移動等円滑化誘導基準は、より望ましい基準を示したもので、この基準に合致し、認定を受けた特定建築物は容積率の特例などの措置を受けることができるほか、移動円滑化誘導基準に適合した建築物であることを建物等に表示することができます。</p>

公共交通移動等円滑化基準

正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動等円滑化を図っていく基準が示されています。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口比率のことをいいます。

さ

サイン

サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意味があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認できたり、施設や設備の位置を把握することができたりすることで、円滑な移動や施設の利用が可能になります。

視覚障害者誘導用ブロック

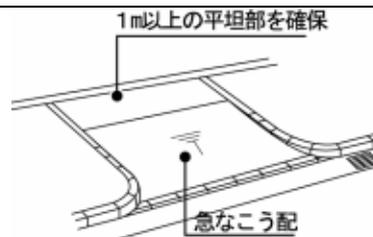
視覚に障害のある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。

施設設置管理者等

施設設置管理者とは公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいいます。また、施設設置管理者等の「等」は公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

車両乗り入れ部

車両が民地（駐車場）等に入り入れできるように、歩道等の一部を斜めに切り下げている場所のことです。車両乗り入れ部を車いす使用者が通行するとき、1m以上の平坦部が設けられていない箇所では、車道側に傾き、転倒の恐れがあります。



【車両乗り入れ部】

縦断勾配

道路面に付いている進行方向の勾配です。

重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね 400 ヘクタール未満の区域とする必要があります。

スパイラルアップ

バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展のことです。

生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路などのことです。

た

タウンウォッチング

まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出していくことです。

多機能トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレです。

低床バス

通常のバスより床面が低いバス。地面から床面までが 55cm 程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25～30cm 程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。

透水性舗装

路面に水がたまらないように雨水を地下に円滑に浸透させる構造を持った舗装です。

道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名称を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準」といい、道路のバリアフリー化を図るための基準が示されており、歩道の幅員や舗装、勾配などについて記述されています。

特定事業計画

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める事業計画。バリアフリー新法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

特定旅客施設

おもに 1 日の利用者数が 5,000 人以上の旅客施設をいいます。本町ではすべての駅がこれに該当します。なお、特定旅客施設も生活関連施設に含めることができます。

特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場などがあります。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障害のある人等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会場などがあります。

都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものか、都市計画区域に設置するもので、本町では児童公園以外の公園や緑地が該当します。

な

ノーマライゼーション

障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

は

標準案内用図記号（ピクトグラム）

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのこと。交通エコロジー・モビリティ財団により 125 種類の標準案内用図記号が公表されています。



お手洗い



エレベーター

バリアフリー整備ガイドライン

バリアフリー新法の移動等円滑化基準に基づいてバリアフリー化の考え方や具体的な整備方法等が示されたもので、下記のようなガイドラインが定められています。

1. バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編） 【国土交通省 平成 19 年 7 月】
2. バリアフリー整備ガイドライン（車両等編） 【国土交通省 平成 19 年 7 月】
3. 道路のバリアフリー整備ガイドライン 【編集・発行：(財)国土技術研究センター】
4. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 【国土交通省 平成 20 年 1 月】

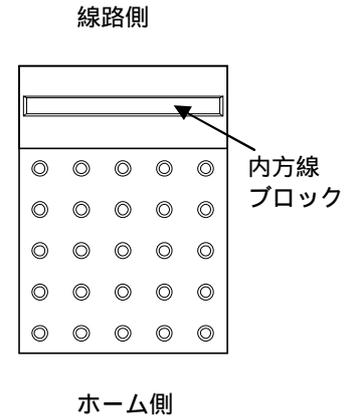
福祉タクシー

高齢者や障害のある人等、移動に制約がある人が家の出入口から病院・施設等の出入口まで移動が可能になるサービスとして、車椅子利用者や寝たきりの人の輸送を目的に車椅子・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両のことをいいます。

ホーム縁端警告表示

ホームの縁端には視覚障害者の転落を防止するためホーム縁端に点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障害者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかがわからなくなるという問題があります。

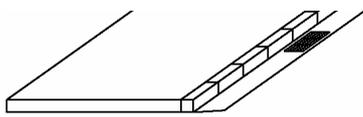
ホーム縁端警告表示は、点状ブロックのホーム内側に線上のブロックを付加したもので、視覚障害者が方向性を認識しやすくするためのものです。なお、この整備方法には、既に設置されている点状ブロックに内方線ブロックを追加する方法と、点状ブロックと内方線ブロックが一体となったホーム縁端警告ブロックを設置する方法があります。



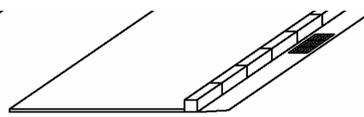
ま

マウントアップ形式

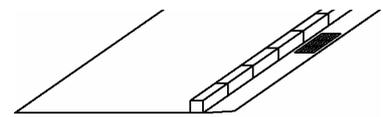
歩道等の舗装面の高さが縁石の天端と同一の歩道構造をもった形式をいいます。この他、セミフラット形式やフラット形式などの歩道構造形式があり、バリアフリー上は、セミフラット形式による整備が好ましいとされていますが、沿道等の状況を総合的に考慮して最も適切な歩道構造形式が選択されます。



マウントアップ形式



セミフラット形式



フラット形式

や

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいいます。

大山崎町バリアフリー基本構想

発行日 / 平成20年3月

発行 / 大山崎町

編集 / 大山崎町 政策推進室

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3

電話：075-956-2101 ファックス：075-957-1101

